

長期優良住宅取扱い

都市計画施設の区域内の取扱いについて
(地下式の都市計画施設)

都市計画施設の区域内のうち、都市計画決定において構造形式が「地下式」とされている区域(つくばエクスプレス沿線(つくば市荻間字台~つくば市吾妻二丁目)等)は、地上での立地を制限するものではないことから居住環境基準を満たすと判断し、長期優良住宅の認定対象として扱います。

つくば市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(抜粋)

(良好な景観の形成その他の地域における良好な居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準)

第6条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築をしようとする住宅の位置が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内でないこと。